

AI とプライバシー・個人情報
～ヒト型ロボットをめぐる論点～
AI and Privacy: Legal Issues on Human-like Robots

学籍番号：201621603

氏名：大西 侑気

Yuki ONISHI

本論文は、将来的に、家庭内にヒト型ロボットが普及することを想定し、プライバシー・個人情報保護の観点から検討を行い、政策的提言を行った。ヒト型ロボットとは、「AIを搭載し、対話を中心に人とコミュニケーションを行う、人の形を模したロボット」と定義した。また、検討の過程では、米国、EU、日本におけるAI・ロボットに関する事例や研究、政策的動向・法制度をそれぞれ整理した。

日本の政府報告書等によれば、AI・ロボットを活用した国レベルの課題解決が企図されている一方で、その活用による様々なリスクも指摘されている。本論文では、AI・ロボットがプライバシー・個人情報保護にもたらすリスクに着目し、本人への説明不足、同意の難化・形骸化、プロファイリングによる社会的排除・差別的取扱いの連鎖、AIの高度化による予見範囲を超えたデータ利用を課題として挙げた。さらに、家庭内のヒト型ロボットは、よりプライバシー性の高い情報を収集・分析し、外部に送信する可能性があることにも言及した。

このようなプライバシー・個人情報保護上の懸念は、主に、自らの情報がどのように取り扱われているかを個人が把握できないことに起因する。本論文では、プライバシー保護のための対応策として、①個人のイニシアティブによるデータ利用条件の設定、②プライバシー・バイ・デザイン及びプライバシー・バイ・デフォルト、③予見可能性の醸成（個人のリテラシー向上及び社会的合意形成）の3点を提案した。また、日本の個人情報保護法については、(1)プロファイリングに対応する新規規定の導入、(2)広告等の場面における欺瞞的行為の制限、(3)社会的排除が懸念される場合における、異議申立権及び自動的決定に服さない権利の導入、(4)本人による利用条件設定の手段提供の法的義務化、(5)プライバシー・バイ・デザインの立法化の5点を検討課題に掲げた。

なお、今後、人間より能力の勝るヒト型ロボットが、自ら考え、判断し、人間と意思疎通を行うような、いわゆるシンギュラリティが発生するかもしれない。このようなロボットが、本人のプライバシーへの期待をはるかに超える形で個人情報を取り扱う場合には、当該ロボットを「電子人間」とみなして、責任を問うことも検討する必要がある。

研究指導教員：石井 夏生利

副研究指導教員：村井 麻衣子